

「第四期小山市職員子育て支援行動計画」令和5年度実施状況報告

「次世代育成支援対策推進法」(平成15 年法律第120 号)に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間として実施している「第四期小山市職員子育て支援行動計画」について、令和5年度の事業実施状況を公表いたします。

(1)取組内容

① 男性職員の子育てに関する休暇及び育児休業等の取得促進

【個別説明の実施】

- ・育児休業等の制度や手続き等についての個別説明を行いました。

② 所属内意識の醸成

【職員研修の実施】

- ・「第四期小山市職員子育て支援行動計画」における取組内容の周知、および数値目標の実現のため、また、ワーク・ライフ・バランスの推進における仕事と介護の両立について、所属長をはじめとする各所属の理解・協力を得るために、管理監督者研修にて、育児休業制度および介護休業制度の説明を行いました。

日程 : 令和5年10月3日～4日 午前・午後1回ずつ 計4回

管理監督者の人数	研修を受講した 管理監督者の人数	研修を受講した 管理監督者の割合
336人	119人	35.4%

【男性職員の育休体験記の紹介】

- ・男性職員が育児休業を取得した感想、仕事職場への影響、これからの職員へのアドバイスなどについて執筆された男性職員の育児休業体験記を庁内LANにて紹介しました。

【時間外勤務の縮減】

- ・毎週水曜日のノー残業デーに庁内放送及び庁内掲示板等により定時退庁を促しました。
- ・定時退庁日は18時までに所属内の消灯を徹底、時間外勤務は真にやむを得ない場合のみの実施、時差出勤制度の活用等の啓発を行うことにより、時間外勤務の縮減の意識向上を図りました。

【休暇取得の促進】

- ・休日が飛び石となっている合間に年次有給休暇を取得する「ブリッジホリデー」の推進啓発を行いました。

【多様な働き方】

- ・育児や介護等と仕事を両立する職員に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用を推奨し、多様な働き方の推進を図りました。

令和4年度利用者 : 58人 令和5年度利用者 : 52人 (※延べ人数)

(2)目標値

① 育児休業取得率

目標:育児休業取得率 男性40% 女性100%

表1:育児休業の取得状況

年度	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (A)	当該年度中に新たに 育児休業が取得可能 となった職員数(B)	取 得 率 A/B	新規取得者数 (A')	当該年度中に新たに 育児休業が取得可能 となった職員数(B')	取 得 率 A'/B'
R4	15 人	34 人	44.1%	19人	19 人	100%
R5	25人	34人	73.5%	16人	16人	100%

※1「育児休業」は、3歳に達するまでの子を養育するために休業をすることができる制度。

※2「取得率」とは、当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する新規取得者数(同年度中に新たに育児休業を取得した者、前年度及び一昨年度に取得可能となった職員数を含む)の割合。このため、取得率が100%を超えることがある。なお、令和5年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数とは、男性職員は同年度中に子が生まれた職員、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した職員。

参考:男性職員の育児休業平均取得日数および取得日数毎内訳

年度	平均取得日数	取得日数が1か月未満の職員数	取得日数が1か月以上の職員数
R4	44.9日	11 人	4 人
R5	45.1日	16人	9人

※取得日数が30日を超えた場合を「1か月以上」とする。

参考:3歳未満の子をもつ男性職員の育児休業取得率

年度	育児休業取得者数(A)	3歳未満の子をもつ男性職員(B)	取 得 率 A/B
R4	15 人	91 人	16.4%
R5	25人	87人	28.7%

※男性職員のうち、育児休業を取得できる対象者に対して、取得した職員の割合。

② 年次有給休暇の取得状況 目標:年次有給休暇の取得目標日数 12日 (最低取得日数年間6日)

表2:年次有給休暇の平均取得日数および取得できた職員の割合

取得目標日数12日の年次有給休暇を取得 できた職員の割合	平均取得日数 令和5年度	平均取得日数 令和4年度(参考)
65.8% (825人/1255人)広域を除く	14.8日	13.7日

